

283
別庫
38

大阪高等學校一覽
至 日 大正十三年四月
夕 十一年三月



始



大阪高等學校一覽

自大正十三年四月
至大正十四年三月

大阪高等學校一覽

目次

○沿革略	一
○學年曆	二
○關係法令	三
一 文部省直轄諸學校官制 (抄)	一
二 高等學校令	二
三 高等學校規程 (抄)	二
四 官立高等學校高等科入學者選拔試驗規程	二八
五 文部省直轄學校外國人特別入學規程	三〇



六 外國人特別入學規程ヲ臺灣人朝鮮人ニ準用……………三二

七 朝鮮教育令ニ依リ設置セル學校ノ生徒兒童竝卒業者ノ他ノ學校へ入學
轉學ニ關スル規程 (抄)……………三二

八 臺灣教育令ニ依リ設置セル學校ノ生徒兒童竝卒業者ノ他ノ學校へ入學
轉學ニ關スル規程 (抄)……………三三

九 專門學校入學者檢定規程ニ依リ實業學校ノ卒業者指定 (抄)……………三三

十 高等學校高等科學力檢定規程……………三四

○學 則……………三五

第一章 總 則……………三五

第二章 學年、學期及休業……………三五

第三章 學科課程及教授時數……………三七

第四章 入學、在學、休學及退學……………三七



第五章 學業成績考查……………三九

第六章 授 業 料……………四〇

第七章 寄 宿 寮……………四一

○細 則……………四三

一 生徒心得……………四三

二 學級主任……………四四

三 生徒正副總代……………四五

四 服裝規程……………四五

五 學業成績考查細則……………四八

六 寮 則……………五三

七 物品會計規程細則……………五四

八 圖書取扱細則……………五九

○校務分掌規程……………六二

○文書處理規程……………六七

○職員……………六九

○生徒……………七九

一 氏名……………七九

二 生徒、入學志願者、入學者學科別表……………九五

三 生徒本籍道府縣別表……………九六

四 生徒年齢表……………一〇〇

五 入學志願者、入學者學歷別表……………一〇一

○附錄……………一〇二

一 大阪高等學校校友會規則……………一〇二

二 大阪高等學校校友會會計規則……………一〇七

大阪高等學校一覽

自大正十三年四月
至同十四年三月

283-38

◎沿革略

大正十年

十一月 勅令第四百三十二號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制ヲ改正セラレ本校ヲ設置セラ

ル

同月 勅令第四百三十三號ヲ以テ本校職員定員ヲ定メラル(校長一人、教授九人、書

記四人)

同月 文部省督學官兼文部省圖書監修官止五位勳四等野田義夫校長ニ任セラル

同月 文部省内ニ於テ事務ヲ開始ス

大正十一年

一月 事務所ヲ大阪府東成郡天王寺村本校内ニ移ス

- 三月 入學者選抜試験ヲ行フ
- 同月 文部大臣ノ許可ヲ受ケ本校學則ヲ制定ス
- 四月 生徒二百人及支那人三人ノ入學ヲ許可ス
- 同月 勅令第二百四號ヲ以テ本校職員定員ヲ改正セラル(教授九人ヲ十六人ニ)
- 同月 生徒入學式ヲ舉行ス
- 同月 授業ヲ開始ス
- 五月 本校開校式ヲ舉行ス
- 六月 本校細則ヲ制定ス
- 九月 文部大臣ノ認可ヲ受ケ物品會計規程細則ヲ制定ス
- 同月 教育ニ關スル勅語謄本ヲ拜戴ス
- 十月 文部省ヨリ教室事務室實驗室、講堂書庫生徒控所、附屬高廊下、小使室、便所、渡廊下三ヶ所ノ引繼キヲ受ク
- 同月 天皇陛下 皇后陛下ノ御眞影竝 皇太子殿下ノ御影ヲ拜戴ス

大正十二年

- 四月 勅令第百六十一號ヲ以テ本校職員定員ヲ改正セラル(教授十六人ヲ二十四人ニ 書記四人ヲ五人ニ、新ニ助教授二人ヲ加ヘラル)
- 十一月 文部大臣ノ許可ヲ受ケ本校學則中ヲ改正シ寄宿寮ノ制ヲ設ク
- 同月 本校細則中ヲ改正シ寮則ノ制ヲ設ク
- 同月 本校寄宿寮ヲ開寮ス

大正十三年

- 一月 文部省ヨリ寄宿舎建物ノ引繼キヲ受ク
- 四月 勅令第九十八號ヲ以テ本校職員定員ヲ改正セラル(教授二十四人ヲ三十人ニ、助教授二人ヲ五人ニ、書記五人ヲ六人ニ)

◎學年曆

大正十三年

- 四月一日 第一學期始
- 四月十日 春期休業終
- 七月十一日 夏期休業始
- 八月三十一日 夏期休業終、第一學期終
- 九月一日 第二學期始
- 九月二十三日 秋季皇靈祭
- 十月十七日 神嘗祭
- 十月三十一日 天長節祝日拜賀式

- 十一月八日 創立記念日
- 十一月廿三日 新嘗祭
- 十二月廿五日 冬期休業始
- 十二月卅一日 第二學期終

大正十四年

- 一月一日 第三學期始、新年拜賀式
- 一月七日 冬期休業終
- 二月十一日 紀元節拜賀式
- 三月十一日 春期休業始
- 三月三十一日 第三學期終

◎關係法令

一、文部省直轄諸學校官制 (抄)

明治二十六年八月
勅令第八十六號

第一條 文部省直轄諸學校ハ左ノ如シ

大阪高等學校

(大正十年十一月
勅令第四百三十二號ヲ以テ改正)

(他校ハ畧ス)

第六條 文部省直轄諸學校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長

教授

生徒監

(明治四十年六月
勅令第四百四十六號ヲ以テ追加)

助教授

書記

第七條 校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス(明治

三十二年四月勅令第一百七號ヲ以テ改正)

第八條 教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル(明治三十二年四月勅令第

百十七號同四十年六月勅令第四百四十六號ヲ以テ改正)

第九條 生徒監ハ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス(明治四十年六月勅令第四百四十六號ヲ以テ改

正)

生徒監ハ校長ノ指揮ヲ承ケ專ラ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス(明治三十六年十二月勅令第二百三十號

同四十年六月勅令第四百四十六號ヲ以テ改正)

第十七條 專任教官中其ノ學校所設ノ某學科ヲ擔任スヘキ者ヲ得サル場合ニ於テハ兼任教

官ヲ置キ若クハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ其ノ學科ノ

授業ヲ擔任セシムルコトヲ得

一、高等學校令

大正七年十二月
勅令第三百八十九號

- 第一條 高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニ力ムヘキモノトス
- 第二條 高等學校ハ官立、公立又ハ私立トス
- 第三條 高等學校ヲ設立スルコトヲ得ル公共團體ハ北海道及府縣トス
- 第四條 私立高等學校ハ財團法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミヲ目的トスル財團法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限リニ在ラス
- 第五條 前條ノ財團法人ハ高等學校ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ高等學校ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス但シ其ノ基本財産ノ額ハ五拾萬圓ヲ下ルコトヲ得ス
- 基本財産中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ之ヲ供託スヘシ

第六條 公立及私立ノ高等學校ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス高等學校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

第八條 高等學校高等科ヲ分テ文科及理科トス

第九條 高等學校ニハ高等科ヲ卒リタル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス

專攻科ヲ卒リタルモノハ得業士ト稱スルコトヲ得

專攻科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 高等學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得但シ第七條第二項ノ高等學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

高等學校豫科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 高等學校尋常科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校豫科ヲ修了シタル者、尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認めラ

レタル者トス

第十二條 高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校尋常科ヲ修了シタル者、中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十三條 高等學校ノ生徒定數ハ高等科四百八十人以内尋常科三百二十人以内トシ第七條

第二項ノ高等學校ニ在リテハ專攻科ヲ除キ六百人以上トス

第十四條 高等學校ニ於テハ同科同學年ノ生徒ヲ以テ學級ヲ編制スヘシ

一學級ノ生徒定數ハ四十人以内トス

第十五條 高等學校ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ學科目ノ種類ニ從ヒ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第十六條 高等學校ノ教員ハ文部大臣ノ授與シタル高等學校教員免許狀ヲ有スル者タルコトヲ要ス但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
高等學校教員免許狀ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七條 高等學校ノ設備、編制、學科目及其ノ程度、教科書並生徒ノ入學退學及懲戒、

授業料入學料等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十八條 公立及私立ノ高等學校ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第十九條 文部大臣ハ公立及私立ノ高等學校ニ對シ報告ヲ徵シ檢閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 本令ニ依ラサル學校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外高等學校ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ高等學校タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十七年勅令第七十五號高等學校令及高等中學校令ハ之ヲ廢止ス

舊令ニ依ル高等學校ハ之ヲ本令ニ依ル高等學校トス

前項ノ高等學校ニハ當分ノ内第十三條ノ規定ヲ適用セス

高等學校大學豫科ハ大正十年八月三十一日マテ之ヲ存置ス

三、高等學校規程（抄）

大正八年三月
文部省令第八號

第一章 學科課程及教科書

第二節 高等科

第四條 高等科文科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、歷史、地理、哲學概説、心理及論理、法制及經濟、數學、自然科學、體操トス

高等科理科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、數學、物理、化學、植物及動物、鑛物及地質、心理、法制及經濟、圖畫、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二外國語ハ隨意科目トス

第五條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ實踐躬行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス

修身ハ道德ノ要領ヲ授ケ國家、社會、家族ニ對スル責務竝人格修養ニ關シ必要ナル事項

ヲ知ラシメ特ニ我國民道德ヲ會得シ其ノ實行ニ努メシムヘシ

第六條 國語及漢文ハ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ智德ヲ啓發シ文學上ノ趣味ヲ養フヲ以テ要旨トス

國語及漢文ハ文科ニ在リテハ近世、近古及中古ノ國文ヲ授ケ進ミテ上古文ノ一般ニ及ホシ又普通ノ漢文ヲ講讀セシメ國語文法及國文學史ノ大要ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ
理科ニ在リテハ近世及近古ノ國文並普通ノ漢文ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ

第七條 外國語ハ英語、獨語又ハ佛語ヲ了解シ且之ニ依リテ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ兼テ智德ノ増進ニ資スルヲ以テ要旨トス

外國語ハ發音、綴字、讀方、譯解、話方、作文、書取及文法ヲ授クヘシ

第八條 歴史ハ重要ナル古今ノ事蹟ヲ知ラシメ邦國ノ盛衰、文化ノ發達ヲ理會セシメ特ニ我國運發展ノ由來、國體ノ特異ナル所以ヲ明ニシ國民性格ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

歴史ハ日本歴史、東洋歴史及西洋歴史ヲ授クヘシ

第九條 地理ハ我國及重ナル世界各國ノ現状ヲ知ラシムルヲ以テ要旨トス

地理ハ我國及諸外國ノ政治、經濟等ニ關スル地理上ノ知識ヲ授クヘシ

第十條 哲學概説ハ思想界ニ關スル知識ヲ與ヘ哲學ノ概念ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス

哲學概説ハ東洋及西洋ノ哲學、宗教等ニ就キテ其ノ大要ヲ授クヘシ

第十一條 心理及論理ハ心意ニ關スル知識ヲ得シメ思考ヲ鍛練セシムルヲ以テ要旨トス

心理及論理ハ各種ノ精神作用、思考ノ原則及其ノ方法ノ概要ヲ授クヘシ

第十二條 數學ハ數理ヲ會得セシメ計算應用ニ熟セシメ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

トス

數學ハ文科ニ在リテハ數學諸論ノ大要ヲ授ケ理科ニ在リテハ代數、立體幾何、三角法、

初等解析幾何、初等微分積分及初等力學ヲ授クヘシ

第十三條 自然科學ハ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理會セシムルヲ

以テ要旨トス

自然科學ハ生物、地質、物理、化學等ニ關スル主要ナル事項ヲ授クヘシ

第十四條 物理、化學ハ自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理會セシメ之カ應用ヲ

示シ兼テ觀察工夫ノカラ養フヲ以テ要旨トス

物理ハ力學、物性、音響、熱、光、磁氣、電氣ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

化學ハ無機化學及有機化學ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十五條 植物及動物、礦物及地質ハ天然物ニ關スル知識ヲ與ヘ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察

ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

植物及動物ハ生物ノ形態、生理、分類、進化ニ關スル知識ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課ス

ヘシ

礦物及地質ハ礦物ノ產狀、性質、用途、地球ノ構成及其ノ變遷ニ關スル知識ヲ授ケ又便

宜主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十六條 法制及經濟ハ法制及經濟ニ關スル事項ニ就キ國民生活ニ必要ナル知識ヲ得シム

ルヲ以テ要旨トス

法制及經濟ハ帝國憲法ノ大要及日常ノ生活ニ適切ナル法制上及經濟財政上ノ事項ヲ授ク

ヘシ

第十七條 圖書ハ形體ヲ正確且自由ニ畫クノ能力ヲ得シメ意匠ヲ練リ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

圖書ハ自在畫、平面幾何畫、立體幾何畫ヲ授クヘシ

第十八條 體操ハ身體ヲ健全ニシ動作ヲ敏活ナラシメ剛健ノ精神ト規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス

體操ハ教練及體操ヲ授クヘシ又劍道及柔道ヲ加フルコトヲ得

第十九條 文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	六	五	五
第一外國語	九	八	八

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
第二外國語	(四)	(四)	(四)
歷史	三	五	四
地理	二		
哲學概說			三
心理及論理		二	二
法制及經濟		二	二
數學	三		
自然科學	二	三	
體操	三	三	三
計	(二九) (三三)	(二九) (三三)	(二八) (三二)

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國關係法令

語及第二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科日	學年	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語		一一	一〇	一〇
第二外國語		(三)	(三)	(三)
計		(三四)	(三四)	(三四)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得

第二十條 理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年	第一學年	第二學年	第三學年
修身		一	一	一
國語及漢文		四	二	一
第一外國語		八	六	六

第二外國語	數	物	化	植物及動物	鑛物及地質	心理	法制及經濟	圖	體	計
(四)	四	三	三	二	二	二	二	二	三	(二八) (三二)
(四)	四	三	三	二	二	二	二	二	三	(二八) (三二)
(四)	四	三	三	二	二	二	二	二	三	(二八) (三二)

講義二四
實驗二四
講義三五
實驗三五
講義二四
實驗二四

第三學年ノ數學(二)及圖畫(二)ト第三學年ノ植物及動物(講義二實驗二)トハ生徒ヲシテ

其ノ一ヲ選擇セシムルモノトス
 第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語	一〇	九	九
第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	一三〇 (三三)	三三 (三三)	三三 (三三)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得

第四節 教授上ノ注意

第二十二條 高等學校ニ於テハ高等學校令第一條ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教育シ殊ニ國民道德ノ充實ニ關聯セル事項ハ何レノ學科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

各學科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第五節 教科書

第二十三條 高等學校ノ教科書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ムヘシ但シ文部大臣ノ檢定ヲ經タル中學校教科書ヲ尋常科ノ教科書トシテ使用スル場合ニ於テハ認可ヲ要セス

第二章 學年、教授日數及式日

第二十四條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日マテトス但シ九月一日ヨリ翌年八月三十一日マテト爲スコトヲ得(大正九年一月文部省令第四號ヲ以テ改正)

第二十五條 教授日數ハ尋常科ニ在リテハ每學年二百二十日以上、高等科ニ在リテハ每學年二百日以上、專攻科ニ在リテハ百九十日以上トス但シ次條ノ場合及特別ノ事情ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限リニアラス
 試驗及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第二十六條 傳染病豫防ノ爲必要ナルトキ其ノ他非常變災アルトキハ臨時休業ヲ爲スコト

ヲ得

第二十七條 紀元節、天長節祝日及一月一日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ

第三章 編 制

第二十八條 尋常科ニ於テ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得ル場合ニ關シテハ中學校ニ關スル規定ヲ準用ス

高等科ニ於テハ國語及漢文、外國語、數學ヲ教授スル場合ヲ除ク外文部大臣ノ認可ヲ受ケ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第四章 設 備

第三十一條 高等學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フヘシ

第三十二條 校地ハ學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ且道德上及衛生上害ナキ所タルヘシ

第三十三條 校舍ニハ教室、事務室其ノ他必要ナル實驗室、圖書室、器械室、標本室ヲ備フヘシ

校舍ハ教授上、管理上及衛生上適當ニシテ堅牢ナルコトヲ要ス

第三十四條 校具ハ教授上必要ナル圖書、機械、器具、標本、模型等トス

第三十五條 高等學校ニ於テハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外左ノ表簿ヲ備フヘシ

- 一 學則、日課表及教科用圖書配當表
 - 二 職員ノ名簿及履歷書並擔任學科目及時間表
 - 三 生徒學籍簿、出席簿、身體檢查ニ關スル表簿及入營延期又ハ徵兵猶豫ニ關スル書類
 - 四 試驗ノ問題、答案及成績表
 - 五 資産原簿、出納簿、經費ノ豫算決算ニ關スル帳簿及圖書、機械、器具、標本、模型ノ目錄
- 生徒學籍簿ニハ生徒ノ氏名、族籍、居所、生年月日、入學前ノ學歷、入學轉學退學ノ年月日及其ノ學年、卒業ノ年月日、入學試驗ノ有無、轉學退學ノ事由、徵兵事故、保證人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

第六章 入學、在學、休學、退學及懲戒

第三十八條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス(大正九年一月文部省令第四號ヲ以テ改正)

第四十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ高等科ノ入學ニ關シ中學校第四學年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

- 一 他ノ高等學校尋常科ヲ修了シタル者
- 二 高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者
- 三 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者
- 四 文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者
- 五 文部大臣ニ於テ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

前項ノ資格試験ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ數高等科各科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ中學校第四學年修了ノ程度ニ依ル試験ニ依リテ入學者ヲ選拔スヘシ但シ無試験檢定ヲ行ヒテ入學者ヲ定ムルコトヲ得

第四十五條 高等學校ニ於テハ入學志願者ニ對シテ體格檢査ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限り入學セシムヘシ但シ當該學校ニ於テ豫科ヨリ尋常科ニ進入シ又ハ尋常科ヨリ高等科ニ進入スル者ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第四十六條 高等科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ
前項入學者ノ學力ハ前各學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科目ニ就キ試験ニ依リ之ヲ檢定スヘシ

第四十七條 高等學校生徒ニシテ退學シタル者退學シタル時ヨリ一年以内ニ於テ高等學校ニ入學ヲ志願シタル時ハ同一學年以下ノ學年ニ限り入學ヲ許可スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ其ノ退學シタル高等學校ニ再入學ヲ志願シタル者ニ限り試験ニ依ラサルコトヲ得

第四十八條 高等學校生徒ニシテ他ノ高等學校ニ轉學ヲ志望スル者アルトキハ關係學校長ノ協議ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得

第五十條 高等學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業及試験ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ但シ正當ノ事由アリテ試験ニ缺席シタル者ニ對シテハ平素ノ成績ノミヲ考查シテ之ヲ定ムルコトヲ得

試験ハ學校長ノ見込ニ依リ之ヲ行ハサルコトヲ得

第五十一條 學校長ハ一學年ノ課程ヲ修了セサル生徒ノ學年ヲ進ムルコトヲ得ス

第五十二條 學校長ハ高等學校高等科ヲ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ、專攻科ヲ卒リタル者ニハ得業證書ヲ、尋常科ヲ修了シタル者ニハ修了證書ヲ授與スヘシ

第五十三條 學校長ハ正當ノ事由アリト認メタルトキハ生徒ノ休學ヲ許可スヘシ

第五十四條 學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命スヘシ

- 一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
- 二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
- 三 引續キ一年以上缺席シタル者
- 四 正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者

五 出席常ナラサル者

第五十五條 生徒退學セントスルトキハ學校長ノ許可ヲ受クヘシ

第五十六條 學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第八章 雜 則

第五十八條 高等學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

- 一 學年、學期及休業日ニ關スル事項
- 二 學科課程、教授時數ニ關スル事項
- 三 課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項
- 四 生徒ノ入學、退學、懲戒ニ關スル事項
- 五 授業料、入學料等ニ關スル事項

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

四、官立高等學校高等科入學者選拔試驗規程

大正八年四月
文部省令第十四號

第一條 入學志願者ノ數當該高等學校生徒募集人員ニ超過シタルトキハ選拔試驗ヲ行フ

第二條 各高等學校ニ入學セシムヘキ生徒ノ概數、選拔試驗ニ關スル細目及出願ノ手續等ハ其ノ都度文部大臣之ヲ告示ス

第三條 選拔試驗ノ學科目ハ中學校第四學年マテノ必修學科目中ニ就キ之ヲ選定ス但シ外國語ハ英語、獨語及佛語ノ中本人ヲシテ其ノ一ヲ選ハシム
前項ノ試驗ハ中學校第四學年修了ノ程度ニ依ル

第四條 選拔試驗ハ各高等學校同時ニ之ヲ行フ
第五條 入學志願者ハ其ノ入學後修業セントスル科及類ヲ指定スヘシ
指定スヘキ科及類ハ左ノ如シ

文科	甲類	英語ヲ第一外國語トスルモノ
文科	乙類	獨語ヲ第一外國語トスルモノ

文科	丙類	佛語ヲ第一外國語トスルモノ
理科	甲類	英語ヲ第一外國語トスルモノ
理科	乙類	獨語ヲ第一外國語トスルモノ
理科	丙類	佛語ヲ第一外國語トスルモノ

選拔試驗ノ外國語ニ英語ヲ選フ者ハ志望ノ類二箇以上(同一學科内ノ類ニ限ル)ヲ併セ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ志望ノ類ノ順位ヲ定ムヘシ獨語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科乙類又ハ理科乙類ニ限リ佛語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科丙類又ハ理科丙類ニ限ル(大正十年十一月文部省令第四十五號ヲ以テ追加)

第六條 入學ヲ許可スヘキ者ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ定ム

- 一 各高等學校ニ於テ各科毎ニ其ノ科ニ入學セシムヘキ人員ノ總數ト同數ノ人員ヲ試驗ノ成績順ニ依リ選出ス
- 二 前號ノ場合ニ於テ試驗成績相同シキトキハ抽籤ニ依ル
- 三 前二號ニ依リ選出セル人員ニ就キ試驗ノ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第一ノ志望類

ニ配當ス

- 四 前號ニ依リ配當ノ結果本人ノ指定スル第一ノ志望類既ニ滿員トナリタル場合ニ於テハ更ニ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第二以下ノ志望類ニ配當ス
 - 五 本人ノ指定スル類悉ク滿員トナリタルトキハ入學スルコトヲ得サルモノトス
- 前項ニ依リ配當ノ結果又ハ事故ノ爲入學者ニ缺員ヲ生シタルトキハ入學スルコトヲ得サ
リシ者ニ就キ更ニ前項ノ方法ニ依リ之ヲ補填ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

五、文部省直轄學校外國人特別入學規程

明治三十四年十一月
文部省令第十五號

- 第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限り特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添へ帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ツヘシ

第三條 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス

第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上之ヲ附與スヘシ

第五條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試験料、入學料及授業料ヲ徴收セサルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

附 則

第七條 本令施行ノ際文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス在學スル外國人ハ本令ニ依リ入學シタル者ト看做ス

第八條 明治三十三年文部省令第十一號文部省直轄學校外國委託生ニ關スル規程ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

六、外國人特別入學規程ヲ臺灣人朝鮮人ニ準用

明治四十四年四月
文部省訓令第十六號

文部省直轄學校外國人特別入學規程ハ臺灣人若クハ朝鮮人ニ之ヲ準用ス但シ其ノ入學ニ關シテハ臺灣總督府又ハ朝鮮總督府ノ紹介ヲ要ス

七、朝鮮教育令ニ依リ設置セル學校ノ生徒兒童竝卒業者ノ

他ノ學校ヘ入學轉學ニ關スル規程 (抄)

大正十二年一月
文部省令第一號

第二條 朝鮮教育令ニ依リ設置セル中學校及高等普通學校ノ生徒並卒業者ハ他ノ學校ヘ入學轉學ノ關係ニ就キ中學校令ニ依リ設置シタル中學校ノ生徒並卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

八、臺灣教育令ニ依リ設置セル學校ノ生徒兒童竝卒業者ノ

他ノ學校ヘ入學轉學ニ關スル規程 (抄)

大正十二年三月
文部省令第十二號

第二條 臺灣教育令ニ依リ設置セル中學校ノ生徒並卒業者ハ他ノ學校ヘ入學轉學ノ關係ニ就キ中學校令ニ依リ設置シタル中學校ノ生徒並卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

九、專門學校入學者檢定規程ニ依リ實業學校ノ

卒業者指定 (抄)

大正十三年三月
文部省告示第九號

專門學校入學者檢定規程第八條第一號ニ依リ左記ノ者ヲ專門學校入學ニ關シ中學校(中略)卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定ス

一、男子實業學校卒業者

但シ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年、高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年若ハ同等以上ノ實業學校ノ卒業者ニ限ル

十、高等學校高等科學力檢定規程

大正十年十一月
文部省訓令號外

第一條 高等學校高等科學力檢定試験ハ帝國大學學部又ハ官立大學ヨリ其ノ入學志願者ノ學力檢定試験施行ノ通告アリタル場合ニ限り高等學校ニ於テ施行ス
試験ハ二月ニ於テ之ヲ施行ス

第二條 試験ハ高等學校高等科卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フヘシ

高等學校高等科ニ入學スル資格ヲ有セサル者ニハ先ツ中學校第四學年迄ノ必修各學科目ニ就キ第四學年修了ノ程度ニ依ル學力檢定試験ヲ行フヘシ

第三條 試験ヲ受ケントスル者ハ受験料金五圓ヲ納ムヘシ

既納ノ受験料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

第四條 試験ニ合格シタル者ニハ左式ノ證明書ヲ交付スヘシ

(證明書書式略)

◎ 學 則

第一章 總 則

第一條 本校ニ高等學校高等科ヲ置キ分チテ文科及理科トス
文科ニ甲類及乙類、理科ニ甲類、乙類及丙類ヲ置ク

第二章 學年、學期及休業

第二條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ
八月三十一日マテ

第二學期 九月一日ヨリ
十二月三十一日マテ

第三學期 一月一日ヨリ
三月三十一日マテ

學 則

第四條 休業日左ノ如シ

- 一 日 曜 日
- 一 春季休業 三月十一日ヨリ
四月十日マテ
- 一 夏季休業 七月三十一日ヨリ
八月三十一日マテ
- 一 冬季休業 十二月二十五日ヨリ
一月七日マテ
- 一 創立記念日 十一月八日
- 一 紀 元 節
- 一 秋季皇靈祭
- 一 神 嘗 祭
- 一 天長節祝日
- 一 新 嘗 祭

第三章 學科課程及教授時數

第五條 學科課程及教授時數ハ高等學校規程第十九條及第二十條ノ定ムル所ニ依ル

第四章 入學、在學、休學及退學

第六條 入學檢定料ハ金五圓トス

第七條 入學ヲ許可セラレタル者ハ本校所定ノ在學證書、履歷書及戶籍謄本ヲ差出シ且ツ

入學料金參圓ヲ納付スヘシ

指定ノ期日マテニ前項ノ手續ヲ了セサル者ニ對シテハ入學許可ヲ取消スヘシ

第八條 在學證書ハ生徒在學中保證ノ責ニ任スヘキ父兄ヲ保證人トシ其ノ連署ヲ以テ差出

スヘシ但シ本文ニ該當スル父兄ナキトキハ之ニ代リテ其ノ責ニ任スヘキ者ヲ定ムヘシ

第九條 保證人死去若クハ他ノ事故ニヨリ其ノ義務ヲ盡ス能ハサルニ至リタルトキハ他人

ヲ以テ之ニ代ヘ更ニ前條ノ手續ヲナスヘシ

第十條 既納ノ入學檢定料及入學料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス

第十一條 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニヨリ課業ニ缺席スル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保證人連署ノ上其ノ當日ヨリ三日以内ニ届出ツヘシ但シ疾病ニヨリ七日以上缺席セントスル者ハ届書ニ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第十二條 生徒ハ豫メ校長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ他ノ學校ノ入學者選抜試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十三條 退學シタル者ノ再入學ニ關シテハ高等學校規程第四十七條ニ依リ第二學年以上ノ生徒タリシ者ニ限り詮議ノ上許可スルコトアルヘシ

第十四條 疾病又ハ事故ニヨリ三箇月以上修學スルコト能ハサル者ハ保證人連署ノ上該學年間休學ヲ願出ツルコトヲ得但シ疾病ノ場合ニハ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第十五條 兵役ニ服スル者ハ其ノ期間休學ノ取扱ヲ受クルコトヲ得

第十六條 休學ハ兵役ニ服スル場合ノ外二學年ニ跨ルコトヲ得ス

第十七條 兵役ニ服スル爲休學シタル者ハ服役滿期後一箇月以内ニ於テ課業ニ就クヘシ

第十八條 疾病又ハ事故ニヨリ退學セントスル者ハ保證人連署ヲ以テ其ノ旨願出ツヘシ但

シ疾病ノ場合ニハ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニハ退學ヲ命ス

一 高等學校規程第五十四條ノ各號

一 引續キ二回進級スルコト能ハサル者但シ兵役ノ爲休學シタル場合ヲ除ク

一 授業料ノ滯納二十日ニ及フ者

一 豫メ校長ノ許可ヲ得スシテ他ノ學校ノ入學者選抜試験ヲ受ケタル者

第二十條 生徒タル本分ニ背キタル者ハ其ノ輕重ニヨリ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ戒飭、停學、放校トス

第五章 學業成績考查

第二十一條 學業成績ハ各學期之ヲ考查シ各學期ノ成績ヲ平均シタルモノヲ以テ學年成績トス

第二十二條 學期成績ハ學期試験、平素ノ學業並勤惰ヲ參酌シテ之ヲ定ム但シ學科目ニヨ

リテハ其ノ全部又ハ一部ノ試験ヲ行ハサルコトアルヘシ
 第二十三條 卒業成績ハ第三學年ノ學年成績ニ依ル
 第二十四條 進級及卒業ノ認定ニ關スル學則ハ別ニ之ヲ定ム

第六章 授 業 料

第二十五條 授業料ハ一學年金五拾圓トシ左記ノ如ク分納セシム

第一學期	金拾五圓	四月十五日ヨリ 四月二十五日マテ
第二學期	金貳拾圓	九月五日ヨリ 九月十五日マテ
第三學期	金拾五圓	一月二十日ヨリ 一月二十日マテ

第二十六條 再入學シタル者ハ其ノ學期分ヨリ授業料ヲ納付スヘシ
 第二十七條 授業料未納中ニ退學スル者ハ其學期分ノ授業料ヲ納付スヘシ但シ退學又ハ放校ヲ命シタル者ニ就テハ此限ニアラス

第二十八條 授業料ハ缺席、停學、休學等ノ爲之ヲ免除スルコトナシ但シ兵役ニ服スル爲
 休學シタル者ニ對シテハ授業料徴收期前ニアリテハ月割ニテ翌月分ヨリ、其ノ後ニアリ
 テハ次學期分ヨリ之ヲ徴收セス

第二十九條 兵役ニ服スル爲休學シタル者學期ノ中途ニ於テ課業ニ就キタルトキハ其ノ學
 期分ノ授業料ハ其ノ月分ヨリ月割ヲ以テ之ヲ徴收ス

第三十條 第二十八條及第二十九條ノ場合ニ於ケル授業料月割額ハ金五圓トス但シ第一學
 期分ノ授業料ノ月割ニ關シテハ七月及八月分ヲ算入セス

第三十一條 一旦徴收シタル授業料ハ之ヲ返付セス

第七章 寄 宿 寮

第三十二條 新ニ入學シタルモノハ總テ一學年間寄宿寮ニ入ルヘキモノトス
 但シ已ムヲ得サル事情アルモノニ對シテハ通學ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十三條 新入生徒以外ノ入寮志望者ニ對シテハ寄宿寮收容人員數以內ニ於テ入寮ヲ許

可スルコトアルヘシ

第三十四條 寄宿料ハ一學年金貳拾圓トシ七月及八月ヲ除キ毎月金貳圓ヲ分納セシム
寄宿料ノ納付期日ハ毎月一日ヨリ五日迄トス、但シ一月及四月ハ授業開始ノ日ヨリ五日
以內トス

第三十五條 寄宿料未納中ニ退寮スルモノハ退寮ニ際シ、納付期日後ニ入寮シタルモノハ
入寮ノ日ヨリ五日以內ニ其ノ月分ノ寄宿料ヲ納付スルモノトス

第三十六條 既納ノ寄宿料ハ之ヲ返付セス

◎ 細 則

一、生徒心得

- 一、保證人遠隔ノ地ニアルモノハ便宜府下又ハ近縣ニ在住スルモノヲ以テ代理保證人トシ
テ届出テ置クヘシ
- 一、缺席缺課ノ届書ハ學級主任ノ承認ヲ受ケタル上之ヲ生徒課ニ差出スヘシ
- 一、缺課セントスルトキハ豫メ口頭ヲ以テ學級主任ニ若シ學級主任不在ノトキハ生徒監ニ
申出テ置クヘシ
- 一、引續キ缺席ノタメ三日以內ニ出校シテ届出ツルコト能ハサルトキハ直ニ郵便ヲ以テ缺
席届ヲ生徒課ニ送付スヘシ
- 一、集會ヲナサントスルトキハ其ノ旨生徒監ニ申出テ其ノ許可ヲ受クヘシ
- 一、集會室ヲ使用セントスル場合ハ生徒課ニ申出テ其ノ許可ヲ受クヘク其ノ以外ノ校舎内
ノ場所ヲ使用セントスルトキハ庶務課ニ申出テ其ノ許可ヲ受クヘシ

- 一、生徒カ揭示ヲナサントスルトキハ生徒監ノ許可ヲ受クヘシ
- 一、宿所ハ學年ノ始ニ之ヲ届出ツヘシ又宿所ヲ變更シタル場合ニハ直ニ届出ツヘシ
- 一、生徒ハ所定ノ制服ニテ登校スヘシ若シ和服着用ノ要アル時ニハ其ノ旨生徒課ニ届出テ其ノ許可ヲ受クヘシ
- 一、教官カ所定ノ時刻ニ教室ニ見エサルトキハ教務課ニ問合ハスヘシ決シテ隨意ニ退散スヘカラス
- 一、生徒ハ常ニ學校ノ揭示ニ注意スヘシ

二、學級主任

- 一、各學級ニ學級主任一人ヲ置キ教授中ニツキテ校長之ヲ命ス、但シ任期ハ一箇年トス
- 一、學級主任ハ擔當學級ノ生徒ノ風紀、學業、勤惰、操行、健康等ニ留意シテ生徒ヲ指導スルモノトス
- 一、學級主任ハ生徒ノ退學、休學、缺席其ノ他ノ諸届願書ヲ審査ス

三、生徒正副總代

- 一、各學級ニ生徒ノ正副總代各一人ヲ置ク
- 一、正副總代ハ生徒ヲシテ候補者若干名ヲ選舉セシメ其中ニ就キ校長之ヲ命ス、其ノ任期ハ一箇年トス
- 但シ第一學年級第一學期ハ首席ヨリ二人ヲ以テ之ニ充ツ
- 一、正副總代ハ其ノ學級生徒ノ風紀ヲ正シ學校ノ規則命令ヲ傳ヘ教室ノ秩序ヲ保ツヘシ

四、服裝規程

本校生徒ノ服制ハ次ノ如ク定ム

- 一、正帽
- 制式 海軍形
- 品質色 羅紗、黑色

前章 帽章 (別圖ノ通)
横章 白線二條 (幅二分)

(帽章圖)



二、畧帽

制式 縁約三寸五分、高約三寸

品質 麥藁

前章 正帽ニ同シ

横章 鉢巻、海老茶色布、巾約一寸五分

帽章ハ凡テ實費ヲ以テ學校ヨリ之ヲ交付ス

三、冬服

制式 立襟

品質色 ヘル、濃紺

鈕釦 色黄、品質真鍮、本校ノ徽章ヲ附セルモノ

襟章 色黄、品質真鍮、文科ハL、理科ハSノローマンゴシック形文字ヲ左襟ニ附ス

四、夏服

制式 冬服ニ同シ

品質色 小倉、鼠霜降

鈕釦、襟章 冬服ニ同シ

五、靴

制式 黒色

上靴ハゴム底ヲ用フヘシ

和服ニテ外出ノ場合ハ必ス袴ヲ穿テ制帽ヲ着スヘシ

五、學業成績考查細則

第一條 各學科目ノ學業成績ハ評點ヲ以テ之ヲ表示ス

第二條 各學科目ノ評點單位數ヲ定ムルコト左ノ如シ

文科學科目評點單位數

學科	第一學年		第二學年		第三學年	
	甲類	乙類	甲類	乙類	甲類	乙類
英語	三	一	三	一	三	一
國語及漢文	二	二	二	二	二	二
修身	一	一	一	一	一	一

計	體操	自然科學	數學	法制及經濟	心理及論理	哲學概說	地理	歷史	獨語
一二	一	一	一				一	一	一
一二	一	一	一				一	一	三
一三	一	一		一	一			二	一
一三	一	一		一	一			二	三
一二	一			一	一	一		一	一
一二	一			一	一	一		一	三

理科學科目評點單位數

學科	第一學年			第二學年			第三學年		
	甲類	乙類	丙類	甲類	乙類	丙類	甲類	乙類	丙類
修身	一	一	一	一	一	一	一	一	一
國語及漢文	二	二	二	一	一	一			
英語	三	一	一	三	一	一	三	一	一
獨語	一	三		一	三		一	三	一
佛語			三			三			三
數學	二	二	二	二	二	二	(一)二	(一)二	(一)二
物理				一	一	一	二	二	二
化學				一	一	一	二	二	二
植物及動物	一	一	一	一	一	一	(二)	(二)	(二)

計	體操	圖書	法制及經濟	心理	礦物及地質
一四	一	一	一		一
一四	一	一	一		一
一四	一	一	一		一
一四	一	一		一	
一四	一	一		一	
一四	一	一		一	
一四	一	(一)			
一四	一	(一)			
一四	一	(一)			

備考 第三學年ノ數學(一)及圖書(一)ト植物及動物(二)トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選擇セシムル

モノトス

第三條 評點ヲ分チテ學期評點、學年評點トシ各學科目ノ評點一單位ハ一百點ヲ以テ最高トス

第四條 學期評點ハ各學科目ノ學期成績ニ對シテ其ノ評點單位毎ニ之ヲ付ス

第五條 學年評點ハ各評點單位ニツキ各學期評點ノ和ヲ三除シタルモノヲ以テ之ヲ定ム

學年評點ノ和ヲ學科目ノ評點單位總數ニテ除シタルモノヲ以テ學年平均評點トス

第六條 學期試驗ヲ行ハサル學科目ノ學期評點ハ平素ノ學業及勤惰ニヨリテ之ヲ定ム

第七條 左表ノ條件ニ該當スルモノハ進級又ハ卒業セシム但シ平素ノ操行勤惰ヲ參酌スルモノトス

學年平均評點	學年評點六十未滿ノ單位數	學年評點六十未滿ナル單位ノ點數
六十以上	無	
六十以上	一	四十以上
六十以上	二	一單位ハ四十以上、二單位ハ五十以上ニシテ各何レカノ學期評點六十以上
六十以上	總單位數ノ三分ノ一以內	各單位五十以上

第八條 學期試驗ニ缺席シタルモノニ對シテハ追試驗ヲ行ハス但シ缺席ノ事由正當ナリト認メタルモノニ對シテハ當該學期ニ於ケル平素ノ學業及勤惰ヲ參酌シ他ノ學期評點平均ノ八割以內ニ於テ認定點ヲ付ス

第九條 一學年間二回以上同一學科目ノ試験ニ缺席シタルモノハ特別ノ詮議ニ依ルモノ、外進級又ハ卒業セシムルコトナシ

六、寮 則

- 一、寮生ハ生徒監指導ノ下ニ各自秩序風紀ヲ保ツヘシ
- 二、寄宿寮一室ノ定員ヲ二名トシ各寮人員ノ配當ハ生徒監之ヲ定ム
- 三、寮内日課及時限ハ校長之ヲ定ム
- 四、寮生ハ自治ノ精神ニ基キテ規約ヲ定メ校長ノ認可ヲ經テ之ヲ實行スヘシ
- 五、寄宿寮ニハ委員若干名ヲ置キ其ノ任期ヲ一學年トス
- 六、委員ハ各寮ニ二名トシ各寮生ノ互選ニ依リ生徒監ノ認可ヲ經テ就任ス
- 七、委員ハ寮則及規約ノ實行ヲ督勵シ兼テ各寮ヲ代表ス
- 八、寮生ニシテ退寮セント欲スルトキハ其ノ理由ヲ具シ願出テ校長ノ許可ヲ受クヘシ
- 九、寮生病氣ニ罹リタルトキハ其ノ症狀ニ依リ退寮又ハ外泊ヲ命スルコトアルヘシ
- 十、寄宿寮ノ物品ヲ紛失又ハ毀損シタルトキハ之ヲ辨償セシム

十一、寮生ニシテ其ノ本分ニ背戻スル行爲アリト認ムルトキハ退寮ヲ命ス

七、物品會計規程細則

第一條 本校所屬物品ノ保管及出納ハ物品會計規則並文部省直轄各部物品會計規程ニ基キ此細則ニ依リ處理スヘシ

第二條 物品ヲ大別シテ備品、消耗品トシ更ニ備品ノ用途ヲ専用、共用ノ二種ニ分ツ共用トハ各部ニ於テ共用スルモノヲ云ヒ専用トハ職員各自ニ専用スルモノヲ云フ但シ備品消耗品ノ種別ハ校長之ヲ定ム

第三條 各課各特別教室其他必要ト認メタル部局ニ物品監守者及物品取扱主任ヲ置キ共用備品ノ監守並ニ消耗品取扱ノ責ニ任セシム

但専用備品ハ職員各自監守ノ責ニ任ス各部局ニ於ケル監守者ノ監守區域ハ校長別ニ之ヲ定ム

第四條 本校各部局ニ於テ所要ノ物品アル時ハ品目、數量、事由、部局名ヲ記載セル請求書ヲ會計課ニ差出スヘシ

第五條 前條ノ請求ヲ受ケタル時ハ物品會計官吏ハ之ヲ調査シタル上校長ノ命令ヲ受ケ在庫品ナル時ハ直ニ之ヲ支給シ購入ヲ要スルモノハ購入ノ手續ヲ經タル上之ヲ支給スヘシ

第六條 通常所要ノ物品ハ物品會計官吏ニ於テ一ヶ年所要高ヲ豫定シ校長ノ許可ヲ受ケ一回若クハ數回ニ取纏メ購入ノ手續ヲナシ之ヲ倉庫ニ藏置シ各部局ノ請求ニ應ジ支給ノ手續ヲナスヘシ

臨時所要ノ物品ハ各部局主任ノ請求ニ依リ物品會計官吏ニ於テ其都度校長ノ決裁ヲ受ケ購入ノ手續ヲナシ之ヲ支給スヘシ

第七條 生産物又ハ寄贈ニ係ル物品ハ會計課ニ於テ其ノ品名、數量及價格若クハ評價ヲ付シ藏置若クハ支給ノ手續ヲナスヘシ

第八條 物品會計官吏ニ於テ受入シタル物品ヲ支給セントスル時ハ備品ニアリテハ番號札ヲ現品ニ付シ共用品専用品ヲ區分シテ備品支給簿ニ記入シ消耗品ニアリテハ消耗品支給簿ニ記載シタル後之ヲ各部局物品監守者又ハ物品取扱主任者ニ交付シ受領ノ証トシテ帳簿ニ捺印セシメ若クハ領收証書ヲ徴スヘシ

第九條 物品監守者又ハ物品取扱主任者物品ノ配付ヲ受ケタル時ハ直チニ備品監守簿又ハ消耗品受拂簿ニ記帳スヘシ

第十條 各部局所用ノ物品ニシテ不用トナリタル物アル時ハ直チニ物品會計官吏ニ返付ノ手續ヲナスヘシ

第十一條 物品會計官吏前條物品ノ返付ヲ受ケタル時ハ之ヲ調査シ將來使用ノ見込アル物ハ保管ノ手續ヲナシ使用ノ見込ナシト認メタル物ハ校長ノ裁決ヲ請テ處分スヘシ

第十二條 物品ヲ亡失又ハ毀損シタル時ハ物品監守者又ハ物品取扱主任者其事實ヲ詳記シ物品會計官吏ヲ經テ校長ニ具申スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ校長ノ裁定ニヨリ責任者ヲシテ之ヲ修理セシメ又ハ代品若クハ相當代價ヲ辨償セシムルモノトス

第十三條 物品監守者又ハ物品取扱主任者ハ物品ノ自然破損ニシテ修理ノ上使用ノ見込アリト認メタル物ハ之カ修理ヲ請求シ其ノ見込ナキ物ニ就テハ之カ返付ノ手續ヲナスヘシ

第十四條 物品監守者又ハ物品取扱主任者交迭ノ場合ニハ交迭者及會計課員立會ノ上現品

ト關係書類ヲ照合ノ上引繼ヲ了スヘシ

引繼ヲ了シタルトキハ其旨書面ヲ以テ物品會計官吏ノ手ヲ經テ校長ニ届出スヘシ

第十五條 使用中ノ物品ニ就テハ物品會計官吏ハ左ノ各號ニ依テ之ヲ管理スヘシ

一、備品ハ毎年一回以上備品支給簿ヲ以テ各部局ニ就キ現品ヲ査閲シ監守簿ヲ調査スルコト

二、消耗品ハ各學期一回以上消耗品支給簿ト現品トヲ照合スルコト

三、前項ノ場合ニ於テ物品亡失毀損ヲ發見シ又ハ其使用上ニ付意見アル時ハ校長ノ裁決ヲ經テ處理スルコト

第十六條 物品會計官吏ハ左ノ帳簿ヲ備ヘテ物品ノ出納保管ヲ明確ニス

一、備品出納簿 本簿ハ器具、機械、標本、圖書ニ分類シ品名、數量、價格、番號、月日、納入及渡先等ヲ記シ其出納ヲ明ニス

一、消耗品出納簿 本簿ハ品目毎ニ口座ヲ設ケ品名、數量、價格、月日、納入及渡先等ヲ登記シ又在庫品竝消費高ヲ明ニス

一、備品支給簿 本簿ハ命令文書ニ基キ使用ニ供シタル物品ヲ記入シ其ノ所在ヲ

明ニシ監守者又ハ物品取扱主任者ヲシテ受領ノ印ヲ押捺セシム

一、消耗品支給簿 本簿ハ命令文書ニ基キ支給物品ヲ記入シ取扱主任者ヲシテ受領ノ印ヲ押捺セシム

第十七條 物品監守者又ハ物品取扱主任者備品監守簿、消耗品受拂簿、郵便切手受拂簿ヲ備ヘテ物品ノ現存及受拂ヲ明確ナラシムヘシ

第十八條 帳簿様式ハ別紙ノ通り之ヲ定ム

第十九條 本校ニ物品檢閲委員ヲ置キ左ノ事項ニツキ定期及臨時ノ檢閲ヲ行フ

一、物品保管ノ適否

一、物品使用及消費ノ適否

一、物品缺損ノ有無

一、帳簿ト現品トノ對照

第二十條 物品檢閲ヲ分チテ定期臨時ノ二トス定期檢閲ハ毎年六月之ヲ施行シ臨時檢閲ハ

臨時必要ノ場合ニ之ヲ施行ス

第二十一條 物品檢閲委員ハ委員長一名委員若干名トシ毎年六月職員中ヨリ校長之ヲ命ス

第二十二條 物品檢閲ハ在庫品ニアリテハ物品會計官吏使用中ノ物品ニアリテハ物品監守者又ハ物品取扱主任者立會ノ上之ヲ行フヘシ

第二十三條 物品檢閲委員ニ於テ檢閲ノ上故障ナシト認ムルトキハ帳簿ニ捺印シテ之ヲ證スヘシ若シ故障アル時ハ當該責任者ヨリ始末書ヲ差出サシメ處分了ルヲ俟チテ前記ノ手續ヲナスヘシ

第二十四條 物品檢閲委員檢閲ヲ終リタルトキハ其顛末ヲ具シ意見ヲ付シテ校長ニ申報スヘシ
(帳簿様式畧)

八、圖書取扱細則

第一條 本校所屬ノ圖書ハ總テ之ヲ圖書課ニ於テ保管ス

第二條 本校職員生徒及特ニ校長ノ許可ヲ得タル者ハ本校所屬ノ圖書ヲ閱覽スルコトヲ得

第三條 本校職員ハ所定ノ手續ヲ了シ職務ニ必要ナル圖書ヲ借受ケ之ヲ携出スルコトヲ得

但シ貴重圖書、辭書類及閱覽室備付ノ圖書ハ特ニ校長ノ許可アルニアラサレハ之ヲ携出スルコトヲ得ス

第四條 教官ハ三十冊事務員ハ五冊ヲ限り圖書ヲ借用スルコトヲ得教科用トシテ借用スヘキ圖書及雜誌類ハ其ノ冊數ヲ制限セス

第五條 教官室特別教室又ハ事務室等ニ備付ヲ要スル圖書ヲ當該學科主任又ハ各課主任之ヲ借受ケ其ノ保管ノ責ニ任スルモノトス
前項ノ圖書ハ其ノ借受冊數ヲ制限セス

第六條 貸付ノ圖書ハ第一學期末指定期日內ニ悉皆返納スヘシ
但シ時宜ニヨリテハ隨時返納セシムルコトアルヘシ

第七條 生徒ニハ每學年ノ始ニ於テ圖書閱覽券ヲ交附ス

閱覽券ハ他人ニ轉貸スルコトヲ許サス若シ之ヲ紛失シタルトキハ直ニ届出ツヘシ
第八條 圖書ヲ閱覽セントスル者ハ圖書閱覽券ヲ差出シ所定ノ手續ヲ履ムヘシ
但シ閱覽室備付ノ圖書ニハ此ノ手續ヲ要セス

第九條 生徒ハ一時ニ洋裝圖書四冊ヲ限リテ借覽スルコトヲ得但シ和裝圖書ハ二冊ヲ以テ洋裝圖書一冊ト見做ス

第十條 本校所屬ノ圖書ヲ紛失又ハ毀損シタルトキハ同一ノ物品ヲ以テ之ヲ償ハシメ又ハ其ノ修理ヲ負擔セシムルコトアルヘシ

第十一條 閱覽室ハ休日ノ外毎日之ヲ開ク開閉ノ時限ハ時々之ヲ揭示ス

第十二條 閱覽室ニアリテハ生徒ハ靜肅ヲ旨トシ左ノ各項ヲ確守スヘシ

- 一 制服又ハ袴ヲ着用スルコト
 - 二 閱覽室備付及借受ノ圖書等ハ閱覽室外ヘ携出セサルコト
 - 三 音讀、雜誌、喫煙等他人ノ妨害トナル舉動ヲナササルコト
 - 四 必要ナキ物品ヲ携入セサルコト
- 第十三條 閱覽室內ニ於テ不都合ノ行爲アリタル時ハ直ニ退去ヲ命シ其ノ甚シキモノハ相當ノ處分ヲナスヘシ

◎校務分掌規程

第一條 本校ニ教務課、生徒課、圖書課、庶務課及會計課ヲ置キ校務ヲ分掌セシム

第二條 各課ニ課長一人ヲ置キ、課長ノ下ニ主任一人ヲ置ク

但シ會計課ニハ課長ヲ置カス會計主任其ノ事務ヲ掌リ庶務課長校長ノ命ヲ承ケテ之ヲ

監理ス

第三條 課長及各課主任ハ職員中ヨリ校長之ヲ命ス

第四條 課長ハ校長ノ命ヲ承ケ各分掌事務ヲ管理ス

第五條 主任ハ課長ノ指揮ヲ受ケ各課ノ事務ヲ掌理ス

第六條 教務課ノ掌ルヘキ事項次ノ如シ

一 學科課程、教科書、授業時間、學級編成ニ關スルコト

二 入學者選抜試験、學業成績考查及學力檢定ニ關スルコト

三 入學、退學、休學、卒業及學籍ニ關スルコト

四 教室設備及授業ニ關スルコト

五 生徒ノ學業成績、品行又ハ在學ノ證明ニ關スルコト

六 生徒ノ出席調査及報告ニ關スルコト

七 教官ノ諸報告ニ關スルコト

八 教官會議ニ關スルコト

九 其ノ他教務ニ關スル一切ノコト

第七條 生徒課ノ掌ルヘキ事項次ノ如シ

一 生徒ノ訓育ニ關スルコト

二 生徒ノ風紀操行ニ關スルコト

三 生徒ノ勤惰ニ關スルコト

四 生徒ノ體育及運動ニ關スルコト

五 生徒ノ集會並揭示ニ關スルコト

六 生徒ノ通學及宿所ニ關スルコト

- 七 寄宿寮ニ關スルコト
- 八 生徒ノ體格檢査及衛生ニ關スルコト
- 九 生徒ノ訓誨及懲戒ニ關スルコト
- 十 生徒ノ學資及其ノ保官ニ關スルコト

第八條 圖書課ノ掌ルヘキ事項次ノ如シ

- 一 圖書ノ保管、整理及出納ニ關スルコト
- 二 圖書印ヲ管守スルコト
- 三 圖書目錄編纂ニ關スルコト
- 四 圖書購入及修理ノ計劃ニ關スルコト
- 五 書庫及閱覽ニ關スルコト
- 六 其ノ他圖書ニ關スル一切ノコト

第九條 庶務課ノ掌ルヘキ事項次ノ如シ

- 一 御眞影及勅語ノ保管ニ關スルコト

- 二 校長官印及校印保管ニ關スルコト
 - 三 職員ノ進退身分及服務ニ關スルコト
 - 四 文書ノ接受發送及其ノ整理保存ニ關スルコト
 - 五 一覽、統計、報告等ニ關スルコト
 - 六 規則ノ制定改廢ニ關スルコト
 - 七 兵役ニ關スルコト
 - 八 儀式ニ關スルコト
 - 九 當直ニ關スルコト
 - 十 寄附ニ關スルコト
 - 十一 日誌記錄ニ關スルコト
 - 十二 他ノ課ニ屬セサル一切ノコト
- 第十條 會計課ノ掌ルヘキ事項次ノ如シ
- 一 歲入、歲出、豫算、決算及出納ニ關スルコト

- 二 官有財産及資金保管ニ關スルコト
 - 三 金銭ノ收支及保管ニ關スルコト
 - 四 物品ノ出納及保管ニ關スルコト
 - 五 會計ニ屬スル公文書類ノ整理及保存ニ關スルコト
 - 六 物品檢閲ニ關スルコト
 - 七 物品ノ購入賣拂貸借ニ關スルコト
 - 八 營繕及物品ノ修理ニ關スルコト
 - 九 備人ノ進退及取締ニ關スルコト
 - 十 校内ノ設備、警備、掃除及衛生ニ關スルコト
 - 十一 其ノ他會計ニ關スル一切ノコト
- 第十一條 各課ノ分掌事務ニシテ相關聯スルモノハ合議ニヨリ之ヲ處理ス

◎ 文書處理規程

- 第一條 本校ニ到達シタル公文書ハ庶務課ニ於テ之ヲ接受シ受付簿ニ登記シ收受ノ番號及月日ヲ記入シテ直ニ主掌分課ニ配付シ取扱者ノ印ヲ徵スヘシ
- 二分課以上ニ關係アル文書ハ其ノ重キニ從ヒ配付スヘシ
- 親展書ハ封緘ノ儘宛名ニ配付スヘシ
- 第二條 文書ノ配付ヲ受ケタルトキハ主掌分課ニ於テ遲滯ナク相當處理スヘシ
- 第三條 立案ハ一定ノ議案用紙ヲ用フヘシ
- 第四條 議案書ニハ關係書類ヲ悉ク添付シ其ノ顛末ヲ知り易カラシムヘシ
- 第五條 決裁濟文書ニシテ發送ヲ要スルモノハ各其ノ主掌分課ニ於テ淨書校合シ成案ト共ニ庶務課ニ回付スヘシ
- 第六條 庶務課ハ前條ノ回付ヲ受ケタルトキハ直ニ發送ノ手續ヲ了シ成案ニ當該課ニ返付シ證印ヲ徵スヘシ

第七條 發送文書及必要ト認メタル受付文書ハ庶務課ニ於テ之ヲ件名簿ニ登記スルモノトス

第八條 完結シタル文書ハ其ノ主掌分課ニ於テ整理保存スヘシ

第九條 本規程ハ特殊ノ取扱ヲ要スル文書ニハ之ヲ適用セス

◎職員

◎職員

(大正十三年七月一日現在)

校長

文學博士文學士

野田義夫 東京

教授

生徒監

文學士

久保清彦 鹿兒島

國語

獨語(兼)大阪外國語學校教授

文學士

山内二郎 東京

漢文

英語(在外研究中)

文學士

岩付環 新潟

歷史(兼)奈良女子高等師範學校教授

文學士

八木又三 兵庫

數學、自然科學

英語

文學士

時野谷常三郎 茨城

職員

大谷亮吉 兵庫

日野月明喜 愛媛

六九

歷史、地理	文學士	堤峯次郎	福岡
獨語	文學士	本庄實三	三重
國語、歷史	文學士	佐々木恒清	奈良
獨語 (在外研究中)	文學士	山田幸三郎	東京
修身、獨語、哲學概説	文學士	岡野留次郎	和歌山
數學	理學士	脇坂無為	兵庫
化學、自然科學	理學士	上田兼二郎	京都
漢文	文學士	財津愛象	熊本
獨語、心理及論理	文學士	佐々木喜市	大阪
英語	文學士	酒井賢	靜岡
動物學	理學士	森田淳一	大阪
數學	理學士	安田亮	京都
英語	文學士	全田忠藏	大阪

數學 (在外研究中)

國語	文學士	永井種次郎	京都
物理	文學士	宮田和一郎	新潟
獨語	文學士	市原用	千葉
植物、自然科學	文學士	安井源雄	奈良
佛語、心理及論理	文學士	杉浦寅之助	大阪
化學	文學士	本田喜代治	兵庫
	理學士	妻木德一	東京

助教授

體操	陸軍歩兵中尉	平澤平三	茨城
體操		牟田重高	埼玉

備外國人教師

獨語	ドクトルフィロンファイエー(ハムブルヒ大學)	ロベルト、シンチンゲル	獨國
英語	チャールス、ケネス、パーカー	米國	

講師 (囑託順)

圖	兼奈良女子高等師範學校助教授 兼奈良女子高等師範學校教諭	多賀谷健吉	東京	
圖	大阪高等工業學校教授	井上直方	奈良	
鑛物及地質	第三高等學校講師	江原眞伍	茨城	
佛	語	第三高等學校教授	河野與一	神奈川
體	操	陸軍砲兵大尉	壹岐桃治	鹿兒島
英	語	第三高等學校備外國人教師	チャールズ、ゴルドン、エルダア	英國
佛	語	大阪外國語學校備外國人教師	ルイ、マルシヤン	佛國
圖	書	神戸高等工業學校教授	川井一	岐阜
經	濟	京都帝國大學教授	山本美越乃	京都
經	濟	大阪外國語學校助教授	長田三郎	大阪
佛	語	陸軍歩兵特務曹長	濱田常市	東京
體	操		目黒三郎	東京

英	語	大阪外國語學校教授	文學士	淺山於菟	熊本
獨	語	第三高等學校教授	文學士	林久男	長野
物	理		理學士	太田林三	大阪
數	學		理學士	上田實	東京
數	學		理學士	北村春吉	滋賀
歷	史		文學士	井上以智爲	新潟
佛	語	大阪外國語學校備外國人教師	ジャン、スピター		佛國
獨	語		アンネリ、シンチンゲル		獨國
法	制	京都帝國大學教授	法學博士	市村光惠	高知
體	操	(劍道)	大日本武徳會劍道教士	志賀矩	鹿兒島

書記

會計主任

主任收入官吏
物品會計官吏

白方肇 愛媛
城野雄介 鹿兒島

雇

大森正三郎 奈良
 小山田連治 宮城
 棚町 尙 福岡
 森 長 愛媛
 佐藤保次郎 福島
 八木益喜 愛媛
 中東七藏 大阪
 牟田キシ 埼玉
 龜山唯壽 鳥取
 大塚道夫 佐賀
 三田二郎 兵庫

助手

物理教室勤務
 動物、礦物及地質教室勤務
 化學教室勤務

植物、礦物及地質教室勤務
 化學教室勤務

校醫

大阪府技師 皆吉 質 茨城
 醫學士 藤澤 清 大阪

學級主任

文科第一學年甲類 教授 堤 峯次郎
 文科第一學年乙類 教授 安井 源雄
 文科第二學年甲類 教授 佐々木 嘉市
 文科第二學年乙類 教授 財津 愛象
 文科第三學年甲類 教授 日野月 明喜
 文科第三學年乙類 教授 本庄 實

職員

理科第一學年甲類
 理科第一學年乙類
 理科第一學年丙類
 理科第二學年甲類
 理科第二學年乙類
 理科第二學年丙類
 理科第三學年甲類
 理科第三學年乙類
 理科第三學年丙類

七六

教授 宮田和一郎
 教授 全田忠藏
 教授 本田喜代治
 教授 酒井賢
 教授 杉浦寅之助
 教授 妻木徳一
 教授 市原用
 教授 上田兼二郎
 教授 森田淳一

事務分掌

教務課

課長

教授 岩付環

主任

書記 小山田連治
 雇 佐藤保次郎
 雇 中東七藏

生徒課

課長

生徒監 教授 久保清彦
 生徒監 教授 脇坂無爲

主任

講師 教授 壹岐桃治

助教授 平澤平三
 助教授 牟田重高

講師 濱田常市
 雇 牟田キシ

圖書課

課長

教授 山内二郎

職員

七七

職員

書記 城野雄介

書記 棚町 尙

庶務課

課長 (兼)

教授 岩付 環

主任

書記 大森正三郎

雇 中東七藏

會計課

主任

書記 白方 肇

(兼)

書記 棚町 尙

書記 森 長

雇 八木益喜

◎生徒

(大正十三年七月一日現在)

一、氏名

五百五十七人

(氏名ノ上ハ出身學校名下ハ本籍府縣名ナリ)

○文科第三學年 甲類 三十四人

上宮 飯田 順雄 大阪 今宮 中谷 實 大阪 今宮 松本 廣治 愛媛

堺 熊野啓五郎 大阪 天王寺 岡 一郎 岡山 高津 谷川 巖 大阪

高知第一 松岡寅治郎 高知 天王寺 山野 種松 大阪 今宮 高橋 逸郎 秋田

四條 乾 久治 大阪 北野 村川 達三 大阪 第一神戸 織田昌太郎 兵庫

天王寺 崎山 正毅 大阪 掛川 神谷 秀夫 靜岡 堺 高木 宇平 大阪

八尾 山本 忠雄 大阪 曉星 橫山 恭道 大阪 宇治山田 今井 清武 三重

第二神戸 難波 正通 岡山 今宮 小野 勇 大阪 第一神戸 山口 三郎 兵庫

高津 寺村 誠一 大阪 今宮 村上 靜雄 大阪 天王寺 徳山 健三 大阪

第二神戸 神崎 清 香川 北野 善積 健一 大阪 伊丹 東 貞一 和歌山

生徒

生徒

八〇

堺	古藤	敏夫	大阪	天王寺	堀	正一	大阪	天王寺	中谷	定吉	京都
彦根	大庭	唯市	静岡	茨木	茨田	健三	大阪	堺	山内	政二	大阪
支那衛山	湯	汪	甲	支那							

○文科第三學年 乙類 三十四人

北野	川上	和吉	大阪	陸中央幼年軍	嘉屋	丹平	山口	天王寺	坂野	暎	岡山
天王寺	木村	春海	京都	八尾	巽	與一	大阪	伊丹	松田	勝	静岡
郡山	駒井	長一郎	奈良	北野	黒山	宣雄	大阪	京都第二	井上	薫	京都
上宮	吉井	政市	奈良	東山	岡本	久長	大阪	市岡	大賀	遼作	大阪
第一神戸	加福	龍郎	兵庫	米子	矢村	壽隆	鳥取	富田林	内田	平八郎	大阪
臺北	猪狩	良臣	宮城	龍野	内海	清	兵庫	姫路	興地	正美	兵庫
第二神戸	笹又	權一郎	兵庫	八尾	藤本	好太郎	大阪	北野	澁谷	正司	大阪
天王寺	中城	敏雄	大阪	飯田	小池	元	長野	四條	平田	禧藏	大阪
今宮	岩津	堅次	大阪	天王寺	福村	幹雄	三重	今宮	南雲	義人	大阪

今宮	白島	卓治	京都	郡山	戸尾	眞三四	奈良	北野	松尾	巽	熊本
北野	沼間	昌教	大阪	市岡	山本	繁太郎	大阪	今宮	鞍橋	辰雄	千葉
第一神戸	籠田	榮一	兵庫								

○理科第三學年 甲類 三十一人

高津	有田	己之助	京都	堺	高淵	信次	大阪	市岡	大井	秀夫	大阪
四條	暖	今堀	克巳	今宮	野島	安太郎	高知	天王寺	岩佐	勝義	愛知
龍野	北條	正三	兵庫	今宮	酒井	直壽	大阪	茨木	森	薫	大阪
今宮	白山	孝一	長崎	島原	大塩	正隆	長崎	今宮	堀尾	正雄	和歌山
北野	上總	巍	大阪	天王寺	大隅	改介	山口	今宮	高田	信男	大阪
今宮	三砂	延治	大阪	柏原	大垣	順四郎	兵庫	今宮	伊藤	憲太郎	大阪
上宮	松井	襄	滋賀	天王寺	金光	義勇	岡山	今宮	文珠	政春	大阪
今宮	斧原	甚三郎	大阪	修道	梶川	泰造	廣島	北野	大西	直幸	大阪
第一神戸	松本	周三	兵庫	桃山	齋藤	樽夫	大阪	京華	小宮	山誠次	滋賀

生徒

八一

今治 政木仙一郎 大阪 堺 松本 秀俊 大阪 今宮 岡本吉太郎 大阪
 天王寺 川口 壯吉 大阪

○理科第三學年 乙類 二十四人

北野 長尾 雄治 大阪 天王寺 松本 進 大阪 第二神戶 吉田 丈二 兵庫
 平壤 遠藤 修一 岡山 市岡 大谷 卓造 鳥取 郡山 松岡 脩吉 奈良
 京都第一 濱本 英次 兵庫 八尾 齋藤 重斌 三重 愛知第四 鈴木 新助 愛知
 天王寺 磯部 泰輔 愛知 天王寺 古川 隆 和歌山 今宮 角尾 敏彦 廣島
 今宮 吉村 英一 鹿兒島 津 林 峻士 三重 天王寺 初岡三千夫 岡山
 旅順 中江 凌 京都 德島 尾崎 正保 和歌山 北野 池邊 宗一 大阪
 郡山 石川 檜治郎 奈良 堺 久保 正雄 大阪 北野 大江芳之助 大阪
 四條畷 堀口 龍三 大阪 桃山 三好 延男 大阪 桃山 立松 清次 大阪
 岸和田 大野勝三郎 大阪 郡山 葛原 義雄 三重 富田林 東 彌三 大阪

○理科第三學年 丙類 二十一人

今宮 室田 盛 大阪 今宮 村岡 正吉 大阪 今宮 高岡 弘 大阪
 第一神戶 増田 周三 兵庫 今宮 西山 左近 香川 宇治山田 倉谷 克彦 三重
 堺 黒田 義一 大阪 富田林 西浦 源治 大阪 専檢 中原 獅郎 山形
 北野 馬屋原敬吾 大阪 天王寺 緒方 正一 兵庫 北野 吉岡 榮夫 大阪
 上宮 淺野孝次郎 大阪 堺 新津 次郎 大阪 茨木 森井 傑操 大阪
 北野 長洲 幹太 大阪 京都第二 小中 義美 奈良 田邊 岩本辰四郎 和歌山

○文科第二學年 甲類 四十人

甲陽 中村福次郎 大阪 和歌山 柳瀬 良幹 和歌山 北野 竹中 靖一 大阪
 天王寺 中條道太郎 大阪 岸和田 角下 義次 大阪 高資 去來川俊雄 兵庫
 北野 香野 一郎 兵庫 市岡 濱崎 長門 大阪 北野 仁谷 正雄 大阪
 高津 植田 英二 大阪 市岡 小阪 忠勝 大阪 天王寺 靜永 龍雄 大阪
 郡山 井倉 正彦 奈良 北野 木村嘉一郎 大阪 天王寺 布施 一夫 奈良
 天王寺 平瀬 俊一 大阪 市岡 楫西 光速 大阪 堺 駒井己代三 大阪

天王寺	尾崎	巖	岡山	堺	升本	正爾	廣島	岸和田	横田	高明	大阪
今宮	安田岩太郎	大阪	第一神戸	森本	薫	兵庫	和歌山	岡本	武夫	和歌山	
仙臺第一	鍋島	穎雄	佐賀	今宮	辻部政太郎	大阪	畝傍	内藤	倉彦	奈良	
今宮	肥田	幸二	大阪	四條畷	福井	一	大阪	高津	佐野	捨一	岡山
茨木	宮原	萬壽	大阪	第二神戸	高橋敏一郎	岐阜	畝傍	瀧井	芳次	奈良	
早稻田	柴田	鐵彌	愛知	今宮	日比野貞藏	大阪	富岡	井上	文策	徳島	
市岡	野原	稔	山口	長岡	中川	祿郎	新潟	堺	浅井	良任	高知
今宮	藤澤	桓夫	大阪								

○文科第二學年 乙類 三十八人

今宮	高橋	敬藏	大阪	天王寺	中村	一藏	鹿兒島	甲陽	丹羽	廣道	大阪
高知第一	森	忠己	兵庫	高資	射場康四方	大阪	小倉	伊中	敬三	北海道	
市岡	徳永	元	三重	堺	長尾	正良	香川	甲陽	若林	光夫	兵庫
天王寺	石崎	一	富山	高津	佐竹	彬	鹿兒島	天理	中山	正善	奈良

東山	山下	正夫	鳥取	第一岡山	山本	茂	岡山	高津	室田	泰一	大阪
堺	隅野	久夫	大阪	今宮	遠藤	亮一	大阪	東京第四	鈴木	治	東京
八尾	新口松之助	大阪	撫養	山口	繁雄	徳島	今宮	土山	克彦	大阪	
伊丹	瀧内芳太郎	兵庫	天王寺	生駒	藤雄	大阪	第一神戸	岡	忠孝	兵庫	
天王寺	長沖	一	大阪	今宮	竹越	一夫	大阪	今宮	谷口	宏	兵庫
堺	千葉	實二	和歌山	四條畷	星川	清孝	山形	今宮	高畑	謙一	香川
天王寺	宇崎七五三夫	大阪	第二神戸	浅見	滿	兵庫	北野	細字	俊一	大阪	
第一神戸	加藤	榮光	兵庫	第一神戸	上田	勳	兵庫	今宮	田中	治郎	大阪
北野	森本	博	東京	今宮	高田	誠一	大阪				

○理科第二學年 甲類 四十六人

今宮	中間	清	福岡	北野	大谷	正之	兵庫	畝傍	岡谷	實	奈良
今宮	馬屋原勝彦	廣島	陸軍士官	米田	正三	和歌山	茨木	北村	惠吉	大阪	
茨木	川本	照雄	大阪	堺	佐藤	静一	大阪	小倉	鈴木	亮三	滋賀

今宮	村井保雄	大阪	今宮	平賀秀一	大阪	今宮	松井守義	群馬
天理	城廣嗣	奈良	宇治山田	中尾常世	大阪	北野	室谷鐵一	大阪
畝傍	増井克巳	奈良	北野	野々田景義	和歌山	北野	安達遂	大阪
明善	桑原常隆	福岡	市岡	武田元之輔	大阪	堺	寺田重義	奈良
市岡	前田豊造	大阪	天王寺	武田勝一	岡山	北野	中田鋳次郎	東京
天理	岡本壹男	奈良	郡山	上田武治	奈良	堺	高橋孝一	大阪
茨木	永井浩次	大阪	姫路	波多野博	兵庫	第二神戸	高松盈夫	兵庫
今宮	窪川眞男	大阪	茨木	西田忠次	大阪	甲陽	榮保一	大阪
高松	龜山勝雄	香川	市岡	堀口博	大阪	天王寺	海野武夫	大阪
八尾	中島孝	兵庫	上宮	廣瀬一雄	大阪	成城	胡恭先	支那
堺	田北鎮己	大分	第一神戸	塩見重彦	東京	新宮	西尾直彦	三重
天王寺	村山仁	大阪	郡山	道澤隆三	奈良	八尾	林要次郎	大阪
天王寺	力身貞一	大阪						

理科第二學年 乙類 四十四人

津	神田力	岡山	今宮	矢倉俊行	大阪	第二神戸	小松幸藏	兵庫
明倫	山口正義	長崎	今宮	淺井良三	大阪	北野	別所浩次	大阪
今宮	木戸佐一郎	大阪	高津	楢山庸吉	大阪	天王寺	平林俊一	長野
第一神戸	粟津三郎	兵庫	八戸	野坂秀三	青森	逗子開成	木全春生	北海道
今宮	竹田義彦	大阪	北野	御牧春三	大阪	四條畷	石井讓	岡山
今宮	中村重春	大阪	今宮	岡本節男	大阪	高津	岸田徹	大阪
天王寺	鈴木喜彦	廣島	北野	木崎穰	東京	今宮	小野村胤久	大阪
和歌山	米田亮三	和歌山	岸和田	伊庭泰	大阪	北野	田隅文雄	兵庫
茨木	吉祇勇	大阪	粉河	泉谷武近	奈良	堺	菅田元彦	千葉
第二神戸	酒井義勝	兵庫	市岡	四宮保	鳥取	高津	藤澤元雄	岡山
天王寺	田中佐太郎	大阪	北野	新井實	大阪	天王寺	西滋夫	大阪
八尾	妻野虎之祐	大阪	今宮	淺井仙之助	大阪	南滿	虞中匡	支那

富山	國行道雄	德島	天王寺	川守	裕	大阪	堺	服部千代藏	滋賀	
市岡	原太郎	兵庫	高松	大橋	渡	香川	第二神戸	小島	信夫	兵庫
北野	黒田隆太郎	熊本	天王寺	植田彌之助		大阪				

○理科第二學年 丙類 四十五人

桃山	内田	佑二	奈良	金澤第一	齋藤	湊	富山	郡山	市場	彰芳	京都
小野	吉村	壽人	兵庫	天王寺	土屋康太郎		大阪	北野	岡村	博	大阪
第一神戸	村山	三郎	兵庫	北野	平井平八郎		大阪	畝傍	飯田	善作	奈良
北野	本田賢太郎		大阪	今宮	石原	定夫	京都	今宮	島野	誠一	大阪
今宮	村田	眞治	東京	第二神戸	中來田秀夫		兵庫	岸和田	中谷	茂一	大阪
甲陽	山村	清	兵庫	郡山	辻垣	眞三	奈良	市岡	久山	一郎	大阪
堺	杉本	英一	大阪	姫路	瀨戸	忠武	長野	市岡	佐川	繁夫	大阪
臺北第一	前田	貞	福井	甲陽	西郷	亨	兵庫	今宮	長谷川	三郎	兵庫
今宮	小田	進午	大阪	天王寺	岡崎	三郎	神奈川	曉星	杉本農夫也		大阪

○文科第一學年 甲類 四十人

堺	伊庭	賢二	大阪	天王寺	杉原	恕一	廣島	今宮	飯田	紀造	京都
八尾	南楚	繁夫	大阪	高松	富田九八郎		香川	萩	河村	東一	山口
桃山	戸隠喜三郎		和歌山	粉河	山田	重治	和歌山	今宮	高津久四郎		大阪
桃山	田中	有一	大阪	堺	南條	完二	和歌山	堺	中島	敏夫	大阪
天王寺	喜多喜久一		大阪	堺	池田	英男	大阪	高津	勝部	庫三	大阪
北野	香山滿壽雄		岡山	八尾	谷川萬喜藏		大阪	今宮	廣田	實	愛媛

○文科第一學年 甲類 四十人

高津	安井	郁	大阪	今宮	布井	要一	大阪	天王寺	芝辻	邦雄	京都
桃山	平井巳之助		大阪	金光	草川	正勝	三重	大島	稻	孝麿	鹿児島
第一神戸	森	恭三	兵庫	今宮	土井	一德	大阪	市岡	富松	眞三	大阪
北野	稻垣	太郎	福井	美木	中谷	金丸	大阪	今宮	土岐	達文	大阪
天王寺	足立	實	大阪	北野	山瀬	俊男	兵庫	北野	小山	健吉	和歌山
膳所	淺見	勝	滋賀	今宮	飯田	正敏	大阪	關西學院	福地	良二	兵庫

生徒

九〇

高津	土屋 豊	静岡	東京第一	龍城健太郎	大阪	堺	松村九兵衛	大阪
岸和田	鈴木 憲三	大阪	平壤	菅生 謙三	大阪	第一神戸	丸岡 武宣	兵庫
神戸第一	白井 新平	兵庫	津山	直原 一雄	岡山	市岡	宮本 豊	大阪
今宮	長崎 保三	大阪	北野	兒島英之助	大阪	和歌山	恩地光太郎	奈良
市岡	宮崎 二郎	大阪	堺	古城 元信	大阪	廣島第一	林 長男	福島
丸亀	我部山美景	香川	神戸第一	根本 一郎	山形	粉河	塩谷 虎彦	和歌山
富田林	古川 丈吉	大阪	廣島第一	小松 肇	廣島	第一神戸	山本 常藏	兵庫
高津	大辻 鏡藏	大阪						

○文科第一學年 乙類 四十人

高資格	箕輪 三郎	大阪	高津	中尾 正平	東京	北野	岡本 義夫	大阪
麻布	畑 彌一郎	富山	甲陽	丹羽知治郎	大阪	桃山	加藤 實好	京都
三豊	佐藤 正久	徳島	天王寺	柏本 進	大阪	高津	梅本 徳造	大阪
第一神戸	山内 秀三	兵庫	郡山	米田俊文夫	奈良	今宮	岩田 英二	大阪

第一神戸	菱田 讓一	兵庫	北野	廣渡源太郎	福岡	北野	木村 得造	大阪
四條畷	山本宣次郎	大阪	北野	吉川 欣治	大阪	今宮	奥戸 新三	大阪
市岡	樺田 周一	大阪	生野	細川 一男	大阪	第一神戸	門前 闊	鹿児島
北野	三好 義雄	廣島	今宮	平野 勝二	大阪	撫養	福田 隆恒	徳島
堺	戸田猶治郎	大阪	上宮	宮後 誠一	大阪	今宮	矢村 敏郎	静岡
甲陽	森 平一	大阪	北野	寺田真喜太	大阪	畝傍	山下 宗一	奈良
天王寺	山田 利雄	大阪	伊丹	關原 増雄	兵庫	東京第五	柳井 修	東京
京都第一	大西 重孝	京都	市岡	桐座喜八郎	大阪	岸和田	山崎三七喜	大阪
八尾	鷺 顯一	大阪	今宮	林 廣次	大阪	第一神戸	稻田 扇二	兵庫
今宮	上道 直夫	大阪						

○理科第一學年 甲類 四十人

粉河	兒玉 文雄	和歌山	北野	西 吉一	和歌山	北野	小林 篤郎	大阪
堺	出來 清	大阪	堺	河村 治郎	大阪	市岡	桑本 武雄	兵庫

九一

桃山	福岡	實男	香川	北野	平田	憲一	大阪	北野	福井	文吉	大阪
第一神戸	檀	汎	福岡	高松	大西	磯吉	香川	天王寺	藤高	周平	奈良
第二神戸	今里	能	兵庫	富田林	奥野	章三	大阪	北野	西原	周男	愛媛
市岡	潮江	尙正	大阪	高津	橋本	安治	京都	北野	大谷	新太郎	大阪
今宮	加藤	一陽	愛媛	岸和田	玉井	正光	大阪	北野	濱村	嘉幸	大阪
高津	高橋	誠義	大阪	第一神戸	土生	英二	大阪	今宮	大家	又司	大阪
甲陽	榎原	秀治郎	京都	第一神戸	河本	正一	兵庫	天王寺	岸本	精一	大阪
天王寺	西田	謹次	大阪	岸和田	杉野	久雄	大阪	今宮	三田村	六郎	石川
伊丹	福島	豊	大阪	今宮	内本	定一	大阪	第一神戸	石黒	光興	兵庫
天王寺	吉澤	甫	大阪	今宮	堀瀬	尙夫	岡山	北野	野田	忠二郎	大阪
京都第一	三宅	幸郎	兵庫	市岡	岡上	隆起	高知	天王寺	加藤	清吾	三重
大田原	溝口	孝三郎	栃木								

理科第一學年 乙類 四十人

北野	高安	彰	大阪	龍野	林田	英夫	兵庫	郡山	西本	憲三	奈良
北野	島野	尙一	新潟	今宮	吉田	洪二	大阪	柏原	岡林	信一	兵庫
北野	伊藤	馨	長崎	生野	山田	政壽	大阪	桃山	越智	順一	大阪
上宮	杉田	榮次	兵庫	第二神戸	杉山	襄	茨城	今宮	裕	文雄	大阪
八尾	大村	櫻人也	大阪	上宮	三谷	久雄	大阪	第二神戸	菅野	泰藏	兵庫
高松	四宮	知郎	徳島	福井	岡崎	基	福井	今宮	植村	定治郎	大阪
和歌山	神前	武和	和歌山	甲陽	前田	謙一	兵庫	大分	曾根	織造	大分
京都第二	山田	哲三	東京	八尾	城	鐵男	大阪	今宮	福知	秀夫	大阪
膳町	永尾	清	徳島	第一岡山	小松原	潤一	岡山	宇治山田	森井	英二	三重
天王寺	伊藤	市之助	大阪	畝傍	平井	義雄	奈良	堺	油谷	義圀	大阪
浦和	茂原	武雄	群馬	天王寺	荒川	三津男	大阪	郡山	服部	久治郎	奈良
高津	寺林	潤	大阪	天王寺	加藤	豊明	大阪	桃山	杉本	石雄	大阪
北野	岩田	久二雄	大阪	高津	田中	實	兵庫	今宮	瀬尾	周治	石川
今宮	森川	利秋	大阪								

○理科第一學年 丙類 四十人

陸士豫科	伊藤 卯一	山形	茨木	岡村善太郎	大阪	礪波	五島 精一	宮山
曉星	齋藤 彞人	埼玉	北野	篠田 義三	大阪	市岡	眞壁 昌一	神奈川
堺	荒井利一郎	大阪	堺	杉野喜一郎	東京	市岡	内海 正一	大阪
天王寺	海淵養之助	石川	伊丹	淺野 文敏	三重	富山	一樂 照雄	徳島
富岡	國行 義道	徳島	北野	古市 達郎	兵庫	今宮	葛城 一郎	大阪
天王寺	塚本 大三	大阪	北野	吉田 信武	大阪	天王寺	和田 實	大阪
北野	吉波 幸隆	大阪	瀧川	山縣 義夫	岡山	天王寺	和岡 實	大阪
和歌山	速水 惠次	和歌山	北野	關原 猛夫	兵庫	濟々	政岡 基次	大阪
生野	吉岡 芳雄	大阪	甲陽	辰井 正夫	兵庫	鳥取	露木 壽	鳥取
天王寺	朝山 宗一	大阪	郡山	富田 貞興	石川	甲陽	寺本 四郎	和歌山
第一神戸	大塚 信吾	兵庫	堺	池田 章	大阪	堺	吉田卯一郎	大阪
同志社	中島豊三郎	京都	郡山	竹村徳次郎	奈良	天王寺	吉川喜久雄	大阪
高資	山本 正朝	大阪	東京第一	喜多 正吾	奈良	堺	辻林 富敏	大阪
豊津	小林 徳司	福岡						

二、生徒、入學志願者(受験者)、入學者學科別表

種別	文科			理科			總計	種別
	甲類	乙類	計	甲類	乙類	丙類		
第一學年	四〇	四〇	八〇	四〇	四〇	四〇	二〇〇	生徒
第二學年	四〇	三六	七六	四三	一	四五	二二二	生徒
第三學年	三三	三三	六六	三三	二四	二二	一四三	生徒
計	一一三	一一二	二二五	一〇七	二六	一〇六	五五四	入學志願者
	三六五	二二七	四八二	三三二	一七七	四六	一、〇四六	入學者
	五七	一七	七四	七三	二六	七	一八一	志願者ニ對スル入學者百分比
	一五、六	一四、五	一五、四	二一、一	一五、八	一五、二	一七、三	

合計	支那	鹿兒島	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島
四〇		一							一	
四〇		一				一				二
四〇						一	一	二	二	
四〇										二
四二〇〇						一				二
四二〇〇		二				三	一	二	三	六
四〇				一			一	一		一
三八		二							二	一
四六	一				一	二			一	
四四	一		一						一	一
四五二									一	
三三	二	二	一	一	一	二	一	一	五	三
三四	一						一	一	一	
三四			一							
三三							一			
二四		一								
二二									一	
二四	一	一	一				二	一	二	
五五七	三	五	二	一	一	五	四	四	一〇	九

和歌山	山口	廣島	岡山	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	福島
二		一	一				一		一		一
		一			一						
二			一			一					
一			一			一	一				
二			一	一	一	二			一		
七		二	四	一	二	四	二		二		一
二	一	一	二								
一			一	一	一				一		
二		一	一								
一		一	三	一						一	
三	一	一	一		一		一				
九	二	四	八	二	二		一		一	一	
一			二					一			
	一		一	一							
一	一	一	一								
二		一	二	一							
一									一		
五	二	二	六	二				一	一		
二											
二	四	八	一八	五	四	四	三	一	四	一	一

四、生徒年齢表

(大正十三年四月三十日調)

種別	年齢		
	最高年	最低年	平均年
文科第一學年	二七、四月	一六、二月	一八、二月
理科第一學年	二二、一〇	一五、四	一七、一一
文科第二學年	二三、一	一七、四	一九、六
理科第二學年	二三、七	一七、二	一九、六
文科第三學年	二四、一一	一八、二	二〇、三
理科第三學年	二三、一〇	一八、二	二〇、一

五、入學志願者(受験者)入學者學曆別表

種別	文科		理科		合計	
	入學者	志願者ニ對スル入學者百分比	入學者	志願者ニ對スル入學者百分比	入學者	志願者ニ對スル入學者百分比
第四學年	二七	三三	二九	四	五七	七五
第三學年	二五	四三	二七〇	六三	四七五	一〇六
總計	四八二	七四	五四	一〇七	一、〇四六	一八一

◎ 附 錄

一、大阪高等學校校友會規則

第一條 本會ハ大阪高等學校校友會ト稱ス

第二條 本會ハ左ノ二種ノ會員ヲ以テ組織ス

- 一 特別會員 本校職員
- 二 通常會員 本校生徒

第三條 本會ノ目的ハ本校ノ教養ト相俟チ心身ヲ練磨シ會員相互ノ親睦ヲ厚ウシ以テ校風ヲ發揚スルニアリ

第四條 前條ノ目的ヲ達センカ爲メ本會ニ左ノ諸部ヲ置ク

- 一 學 藝 部
- 一 辯 論 部
- 一 音 樂 部
- 一 野 球 部

- 一 庭 球 部
- 一 卓 球 部
- 一 蹴 球 部
- 一 競 技 部
- 一 端 艇 部
- 一 水 泳 部
- 一 劍 道 部
- 一 柔 道 部
- 一 弓 道 部
- 一 相 撲 部
- 一 旅 行 部

第五條 通常會員ハ各部ノ部員タルコトヲ得

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 會長一名校長推戴ス
 - 一 副會長一名特別會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス
 - 一 部長各部一名特別會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス
 - 一 事務員若干名特別會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス
 - 一 理事文理科ヨリ一名宛其ノ科通常會員ノ互選ニ依ル候補者中會長之ヲ委囑ス
但シ理事ハ委員ヲ兼ヌルコトヲ得ス
 - 一 委員各部若干名各部員ノ互選ニ依ル候補者中會長之ヲ委囑ス
 - 一 級總代若干名各組ヨリ一名
但シ當該級總代ニ委員ヲ兼ヌルヲ得ス
- 第七條 役員ノ任務左ノ如シ
- 一 會長ハ會務ヲ總理ス
 - 一 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
 - 一 部長ハ其ノ部ノ事務ヲ監督ス

- 一 事務員ハ本會ノ庶務及會計ニ關スル事務ニ従事ス
 - 一 理事ハ會長ニ屬シ本會ノ總務ニ従事ス
 - 一 委員ハ其ノ部ノ事務ニ従事ス
 - 一 級總代ハ其ノ級ヲ代表シテ會務ニ關スル議事ニ參與ス
- 第八條 理事、委員ノ任期ハ一ケ年トシ毎年十二月之ヲ改選ス
- 第九條 役員會ハ左ノ役員ヲ以テ組織シ會長之ヲ召集ス
- 一 會 長
 - 一 副 會 長
 - 一 部 長
 - 一 事 務 員
 - 一 理 事
 - 一 各 部 委 員 一 名
 - 一 級 總 代

第十條 役員會ハ役員總數ノ三分ノ二以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス

第十一條 役員會ノ議事ハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

但シ特別會員ハ表決ノ數ニ加ハラズ

第十二條 役員會ニ於テハ左ノ事項ヲ行フ

一 豫算ノ議決及決算ノ承認

一 其ノ他重要ナル事項ノ議決

第十三條 役員會ノ決議事項ハ會長ノ認可ヲ經テ効力ヲ生スルモノトス

第十四條 特別會員ハ會費トシテ毎月俸給ノ約二百分ノ一ノ金額ヲ寄附スルモノトス

通常會員ハ會費トシテ年額金六圓ヲ貳圓宛毎學期授業料ト同時ニ分納スルモノトス

通常會員ハ入會金トシテ入會ノ初メ金參圓ヲ納付スルモノトス

第十五條 本會ノ會計年度ハ毎年一月一日ニ始マリ其ノ年十二月三十一日ニ終ル

第十六條 豫算ハ毎年一月各部ヨリ提出スル豫算要求書ニ就キ理事、各部委員一名及級總

代之ヲ査定シ役員會ノ議決ヲ經ルモノトス

第十七條 豫算ニ豫備費ヲ置ク

豫備費ハ收入豫算金額ノ百分ノ五乃至十トス

第十八條 理事ハ各部ノ提出スル決算書ヲ審査シテ總決算報告書ヲ調製シ翌年度ノ始メニ

於テ役員會ノ承認ヲ求メ之ヲ公表ス

第十九條 各部ノ剩餘金ハ之ヲ其ノ部翌年度ノ收入ニ繰リ入ル

附 則

本規則ノ改正ハ役員會出席役員三分ノ二以上ノ同意ヲ經ルヲ要ス

二、大阪高等學校校友會會計規則

第一條 現金並物品ノ出納ハ一切事務員之ヲ掌ル

第二條 現金ハ信用アル銀行ノ預金トナスモノトス

第三條 物品ノ購入又ハ修繕ヲナサントスルトキハ各部委員ハ所定ノ請求傳票ニ品目價額

等ヲ記入シ部長ノ捺印ヲ得テ事務員ニ廻付スヘシ

事務員ハ會長ノ決裁ヲ經テ購入又ハ修繕ノ手續ヲナスヘシ

第四條 事務員ハ商人等ヨリ物品ヲ受領シタルトキハ購入ノ場合ハ交付物品(備品)臺帳ニ

修繕ノ場合ハ修理傳票ニ記帳シテ之ヲ請求シタル部ノ委員ニ引渡スヘシ

第五條 會長ハ一年一回以上檢閲委員ヲ囑託シテ會計及物品ノ檢閲ヲ行フ

第六條 事務員ノ管理スル帳簿類左ノ如シ

- 一 各部配當豫算明細簿並差引簿
- 一 現金出納簿
- 一 支拂濟額記帳簿
- 一 各部交付物品(備品)臺帳

第七條 各部委員ノ管理スル帳簿類左ノ如シ

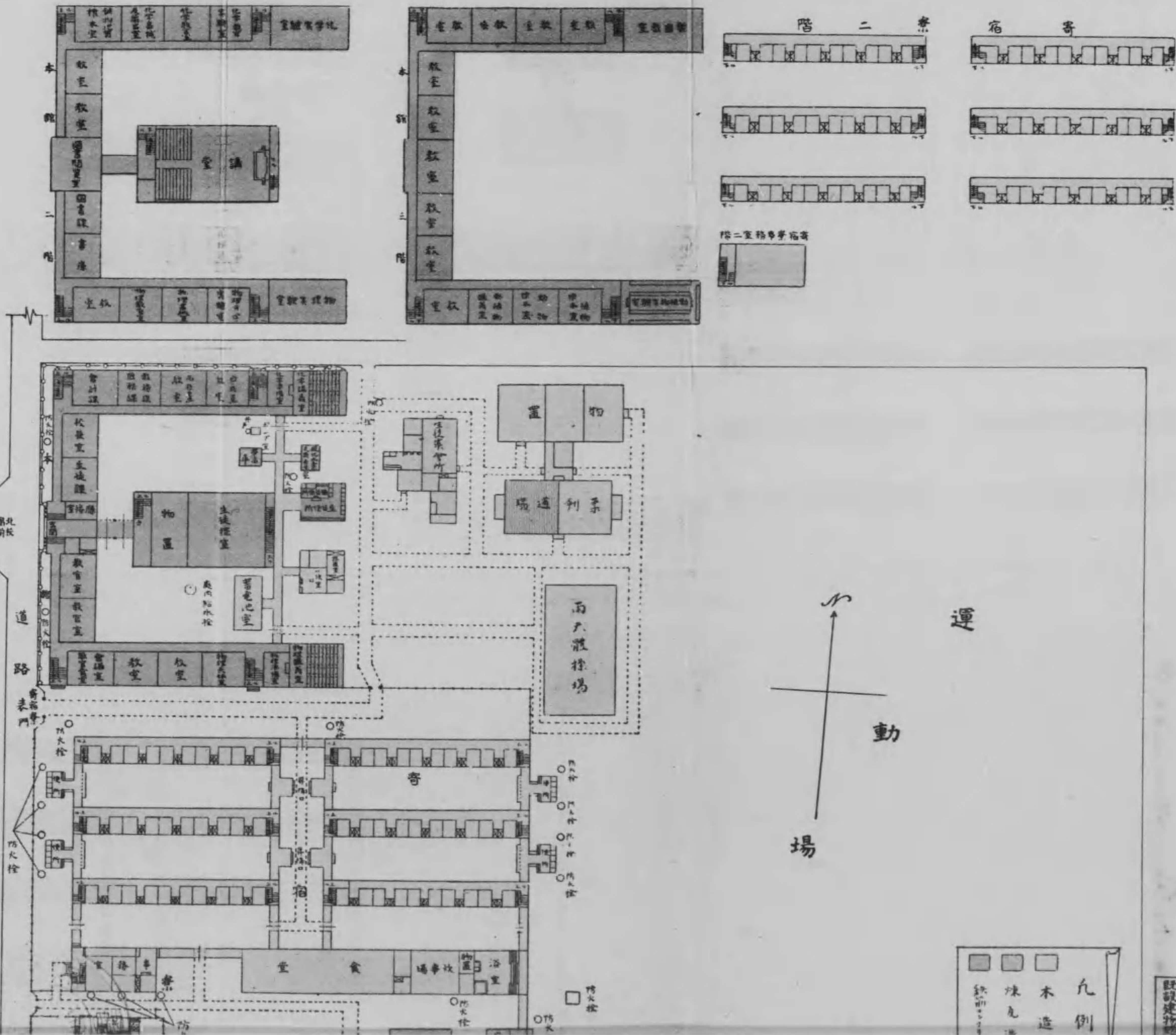
- 一 其ノ部豫算差引簿
- 一 其ノ部物品監守簿
- 一 物品購入物品修理請求傳票

敷地總坪數	一〇,四八九坪
既設建物總坪數	一九〇九坪

露光量違いの為重複撮影

(一と分百二十尺縮)

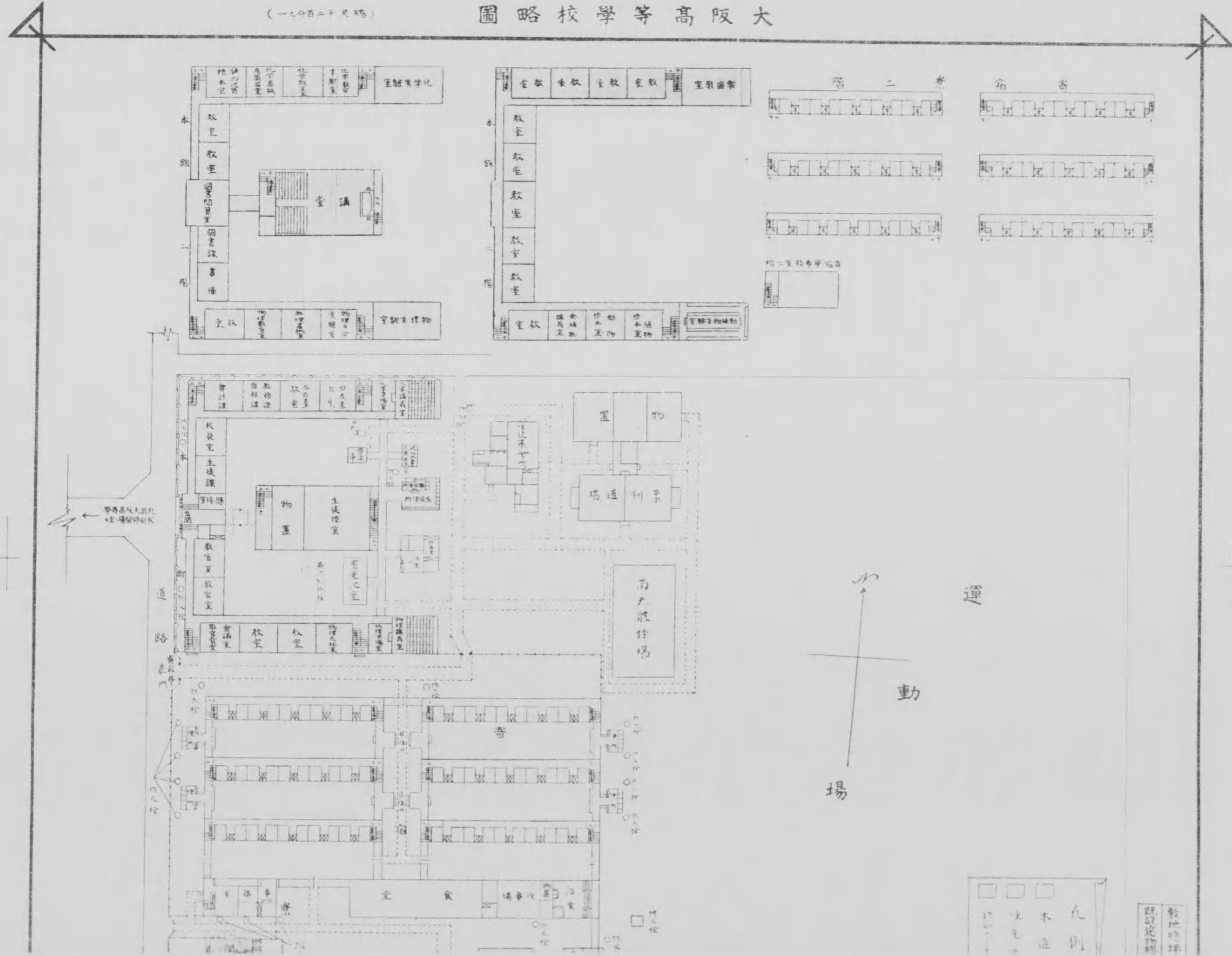
圖略校學等高阪大



露光量違いの為重複撮影

(一七〇分百二十尺縮)

大 阪 高 等 學 校 略 圖



大正拾參年七月二十日印刷
大正拾參年七月 日發行

(非賣品)

大阪高等學校

大阪府東成郡天王寺村
本校南六、五〇六番
電話 寄宿寮南六、五六〇番

印刷者 立花政次郎

堺市熊野町二十一番地

印刷所 新光堂印刷所

堺市熊野町二十一番地
電話 四參貳番

終

